

令和4年第1回

普代村議会臨時会会議録

普代村議会

令和4年第1回普代村議会臨時会会議録

招集告示年月日	令和4年1月4日		
招集の場所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	開 会	令和4年1月7日 15時00分	
		議 長	中 村 裕
	閉 会	令和4年1月7日 16時03分	
		議 長	中 村 裕
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席 9人 欠 席 0人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	嗟 峨 典 行	○
	2	金 子 泰 男	○
	3	大 上 浩 史	○
	4	大 上 智	○
	5	古 沼 和 也	○
	6	中 上 一 登	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	—	
	9	正 路 正 敏	○
	10	中 村 裕	○
会議録署名議員	1	嗟 峨 典 行	
	2	金 子 泰 男	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長	松 葉 義 人	
	書 記	新 屋 一 郎	

<p>地方自治法第 121 条に より説明のため出席 した者の職・氏名</p>	<p>村 長 副 村 長 教 育 長 総 務 課 長 政策推進室長 税務出納課長兼 会 計 管 理 者 住民福祉課長兼 保健センター所長兼 包括支援センター所長 建設水産課長 治水対策室長 農林商工課長兼 休養施設管理員 医 科 ・ 歯 科 診 療 所 事 務 長 教 育 次 長</p>	<p>梶 屋 伸 夫 竹 花 強 志 三 船 雄 三 川 向 正 人 森 田 安 彦 山 田 晃 人 道 下 勝 弘 大 村 修 太 田 吉 信 山 崎 長 蔵 坂 下 広 見 菅 野 伸 二</p>
<p>議 事 日 程 会議に付した事件 会 議 の 経 過</p>	<p>別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり</p>	

<p>開 会 (15:00)</p>	<p>議 長</p>	<p>令和4年1月7日(金)第1回普代村議会臨時会 明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。 ただ今から、令和4年第1回普代村議会臨時会を開会いたします。 ただ今の出席議員は、9名であります。定足数に達しておりますので、 会議は成立いたしました。 直ちに本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配布いたしました議事日程(第1号)によって進めてまいります。</p>
<p>会議録署名議員の指名</p>		<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 1番嵯峨典行議員、2番金子泰男議員の両議員を普代村議会会議規則第120条の規定により指名いたします。</p>
<p>会期の決定</p>		<p>日程第2「会期の決定」を議題といたします。 先刻開催されました議会運営委員会の結果報告では、本日1日でございますが、お諮りいたします。 今期臨時会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日1日と決することにご異議ございませんか。</p>
<p>諸般の報告</p>	<p>議 長</p>	<p>(異議なし) ご異議なしと認めます。 よって会期は、本日、1日と決定いたしました。 日程第3「諸般の報告」を行います。 報告書を事務局長に朗読させます。 松葉事務局長。</p>
<p>令和3年度普代村一般会計補正予算(第8号)の専決処分に関し承認を求めることについて</p>	<p>松葉事務局長 議 長</p>	<p>ご説明させていただきます。 (以下、事務局長報告、記載省略) 以上で、「諸般の報告」を終わります。</p>
<p>令和3年度普代村一般会計補正予算(第8号)の専決処分に関し承認を求めることについて</p>	<p>川向総務課長 議 長</p>	<p>日程第4議案第1号「令和3年度普代村一般会計補正予算(第8号)の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。 当局の説明を求めます。 川向総務課長。</p>
<p>令和3年度普代村一般会計補正予算(第8号)の専決処分に関し承認を求めることについて</p>	<p>森田議員</p>	<p>それでは、上程されました議案第1号についてご説明いたします。 (以下、総務課長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 7番森田幸一議員。 7番森田です。ちょっと初歩的なことを今まで聞いてなかったのでも聞きますけども、これに係る、国の支出、国庫支出金1,436万3,000円ですか、これは既にもう村の方に入って、それでこの事業は行われたのか、それともそうでないのであればどこからお金、どういお金を使ってこの事業を行ったのか、それをお伺いします。</p>

令和3年度普代村一般会計補正予算(第9号)	議長 道下住民福祉課長	あとそれから、給付事業対象者、金額、それから見込みなのかもしれませんが、確定なのかもしれませんが、その辺どういうふうになっているのか、ちょっとお願いします。
	議長 森田議員	道下住民福祉課長。 お答えいたします。国庫の補助金がすでに入ったかというようなお尋ねだったと思いますけれども、国庫につきましては今概算分について交付決定がなされたものであります。今後、事業が確定後に精算分、不足分については精算をするというようなことで、国庫が入ってからという質問であれば一時立て替えたようなかたちで、そして国の交付金が後になって入ってくるというようなものになります。 もう1つが給付対象者というようなご質問だったと思いますが、これにつきましては18歳以下の児童とされる子供に対して給付する事業であります。予算計上におきましては287名、世帯数で165世帯だと思っておりますが、その方々に対する予算措置をいただいたところでございます。児童手当の給付世帯につきましては年末に支払いの方は完了しておりますが、高校生のみ世帯については年を越えて1月の手続きになりまして、今月中の見込みの方もいらっしゃると思いますが、現在279名分に支給を予定しているところでございます。今月中旬でその支給は決定となりますが、まだ今年度中にお子様があればその支給要件が発生しますので、その方々にもご案内をしてですね、給付の方は続けさせていただきたいというふうに思っております。ご質問の内容は以上だったでしょうか。
	議長 議長	よろしいですか。7番。 対象者の方にご案内を申し上げてそれで給付するということですので漏れないかと思っておりますけれども、くれぐれもそういうもらわなかったって人がないように丁寧な給付をお願いします。以上で終わります。
	議長 議長	ほかに、ございませんか。 (なし)
	議長 議長	なければ質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第1号「令和3年度普代村一般会計補正予算(第8号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし)
	議長 川向総務課	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり承認されました。 日程第5議案第2号「令和3年度普代村一般会計補正予算(第9号)」を議題といたします。 当局の説明を求めます。 川向総務課長。 それでは、上程されました議案第2号についてご説明いたします。

<p>議長</p>	<p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p> <p>3番大上浩史議員。</p>
<p>大上浩史議員</p>	<p>3番大上でございます。確認事項ですが、今説明の中にこの10万円の件で420世帯が非課税世帯であるという説明があった訳ですが、それについて確認ですが、私確認してるのは、普代村の場合は1,000世帯だったのか、1,100世帯だったのか、仮にそれが1,100なのか、1,000なのか、世帯数をお知らせ願いたいと思います。仮に1,000世帯とするならば、420世帯が非課税だということになれば今あぜんとしている訳ですが、1,000世帯のうち420非課税だということになれば4割が全く非課税世帯ということになって、変な言い方をすれば、非課税ということになれば、逆な言い方をすれば貧乏というか、税金を全然払っていないというふうな解釈になる訳なんであぜんとしている訳ですが。ここら辺の再確認する訳ですが、1,000世帯のうち400がそれこそ非課税だと、何年も前からこういう世帯割合だったのかそこら辺も確認したいですが、村長でもよろしいですが、もしよければその世帯の普代の現状を再度お知らせ願いたいと思います。</p>
<p>議長 道下住民福祉課長</p>	<p>道下住民福祉課長。</p> <p>この度の給付金事業における積算ということで申し上げますと、420世帯のうち約60世帯については課税世帯であって家計急変の割合ということで60世帯ほどが含まれています。ですので、420から60世帯を引きますと360世帯ほどが非課税世帯、あるいは税情報が確認できない転入をなさって確認できないという世帯も含まれますので、その世帯が360ということで今回の事業については積算をさせていただきました。そのほか、家計急変の60世帯の割合につきましては、国の参考値として示しているものが7%、課税世帯の7%ということで60世帯積算をさせていただいておりますので、その分母となる部分は800世帯ということでカウントしております。ですので、1,150世帯ほどが全体の世帯数ということで、課税においてはですね、そのように承知しているところでございます。</p>
<p>議長 大上浩史議員</p>	<p>3番大上議員。</p> <p>まず1点は、総世帯は1,100世帯なんだというふうな確認でいい訳ですか。そしてどうも課長の今の説明が、私頭が悪いために理解できないんですが、要するに420、私の聞いた今の感覚は420世帯が非課税なんですよと、そのうちの60がうんぬんかんぬんという説明があったけども、どうも420世帯が非課税なんですよというその説明の理解にどういうふうに私は理解すればいい訳なのか、もう1回分かるように、1,100世帯の中に非課税世帯が420、確定ではないけども420世帯あるんですよという、非課税がということの割合がどうも確認できないのが1つ。</p>

	<p>議 長 道下住民福祉課長</p>	<p>それから非課税とは何ぞやということなる訳ですがね。非課税とは要するに世帯によっては2人もあれば1人もあれば5人もある訳ですが、そういう意味において金額がその世帯で世帯によって非課税の計算が出てくる訳ですけども、平均的に世帯そのものの非課税の限度というのが120万円の年間収入なのか。200万円でも5人も7人もいればそれこそ非課税になると思うんですが、そこら辺の平均的な総収入の非課税基準が大体金額的にはいくらのそれこそ収入があつて非課税が大体これくらいですよということに計算できるのか、そこら辺も納得いく説明をお願いしたいと思います。</p> <p>道下住民福祉課長。 お答えいたします。420世帯が非課税ではなくて、非課税という積算は360世帯ほどとなります。プラス60を足させていただいておりますが、その60は課税世帯であつて今回の見込みの中で家計急変の割合を置いたものでございます。それを合算させて420ということであります。</p> <p>(「その60は分かりました。現実には360あるということ」と大上浩史議員)</p> <p>そうです。</p>
	<p>議 長 道下住民福祉課長</p>	<p>答弁があるのであれば続けてください。</p> <p>すみません。非課税世帯相当はどれほどの収入かあるいは所得かというようなお尋ねだったと思いますが、非課税世帯というか、生活保護の窮地区分っていう基本額を示すものがありますが、ちょっと難しいんですけども、1級から3級までその地域において窮地区分をするものでありますが、それにおいては、本村は3級の区域ということでその基本額にその世帯数をかけるというような積算になるものであります。一例ですが、4人の世帯の中で夫婦と、夫婦ですので2人と子ども2人いる世帯においての非課税所得の限度額は、これは所得であります、約140万円ほどとなります。収入での相当限度額が210万円ほど、若干の数字の誤差はあるかと思いますが、一例であります、その収入あるいは所得を下回った場合に今回給付の対象、家計急変の給付の対象とするものであります。以上です。</p>
	<p>議 長 大上浩史議員</p>	<p>3番大上議員。 税務課長にお尋ねしますが、この210万円とか140万円とかというのは、現実に税務申告の場合にそれぞれ申告の結果、非課税になる家庭、世帯がある訳ですが、それが現実に360、現実にあるということのさっきの説明な訳ですが、その場合世帯の割合があつたにせよ、平均が210万円なのか140万円金額がよほど違いがある訳なんで、そこら辺が現実に今非課税になっている平均の所得金額が、今住民課長が言っている210万円、140万円が現実にそうなんですということなのか、そこら辺が税務課長、一応その非課税360世帯の金額についての説明をもう1度税務課長からお願いします。</p>

休 憩 再 開	議 長 山田税務出 納課長	山田税務課長。 休憩をお願いします。
	議 長	資料がない。暫時休憩します。 (15 : 33) それでは、休憩前に戻り会議を再開いたします。 (15 : 52) ほかに、質問ございますか。
	大上智議員	4 番大上智議員。 4 番大上です。6 ページの歳入のところで 17 款寄付金、6,000 万円の件ですけれども、これはすごくどんどん寄付金が入ってきている訳ですけども、今回の 6,000 万円の計上金額はどの時点でどの期間分というかの分の 6,000 万円、計上のあれは何月から何月までの分は今回みたいなあれで補正に計上するってというような決まりになっているんですか、それともある程度たまってから計上するようなパターンになっているのか、その辺を聞きたいです。 それから 7 ページの歳出のところですけども、これは寄付金のたびに聞いているような感じなんですけども、今回の主な返礼品っていうのはどのようなものを返礼品として使用したのか、その 2 点についてお聞きしたいと思います。
	議 長 森田政策推 進室長	森田政策推進室長。 この 6,000 万円の増額ですけども、最終の 3 月を考えた場合、3 億 3,000 万円と。今の前回の予算が 2 億 7,000 万円と。最終から考えてあと 6,000 万円くらいは行ってほしいということでの計上でございます。例えば、今から 1 月 2 月 3 月でいって最終いくらになるかと、今自体は 3 億円です、前の予算は 2 億 7,000 万円とってあったと、もう足りなくなっているのどこまで見るかって言ったら 3 月までを見て、それまで 2 億 7,000 万円から足りない分は 6,000 万円ほどっていうふうな計算です。
	議 長 大上智議員	いつ計上するのかということですけども、大体は 2 億 7,000 万円を寄付額が超えると返礼品代とか送料とかちょっと経費の方払えなくなってしまうので、大体は超えた段階で、すぐ大体は補正をしたいという考え方でございます。 あと返礼品の使用ということでございますけども、今からだ塩ウニとかイクラとかそういうのが出てくるかなと思っております。参考までに前年の 1 月から 3 月までの寄付額は大体 1,000 万円くらいになっております。その大体今回伸び率が 136%くらいなので、それをかけると大体それくらい行ってほしいという願望も含めた 3 億 3,000 万円でございます。以上です。 4 番大上議員。 この返礼品でこの人気の高いウニについてですが、この株式会社青の国ふだいが事業主体となりまして、漁協なり村内の水産会社と提携して研究機関の指導を受けたプロジェクトチーム的なものを立ち上げて、瘦

	<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>セウニの蓄養試験を業務委託して安定供給の数量確保戦略案検討のこういうふうなものをやってみたらどうだいという提言を株式会社青の国ふだいに対してそういう提言をできないものかお伺いします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>蓄養ですけども、売ってくだされば海のもので、漁協さん、漁師さんたちが売ってくださればっていうか、そこから確保できれば可能性は出てくると思いますけれども、そこらがなかなか漁協さんなのか磯浜地域の浜の人が絡むのかといったようなことで、そこらのちょっと目途が立たないのが現状ということになります。ちなみに、熊本さんという人がちょっとしたいけすでやっていますけども、これについても漁協さんをお願いして、種市の協会に漁協さんの紹介で金を出すから買っていただけないでしょうかというお願いをしたら、漁協さんは関与をしないというふうなことで断られて断念せざるを得なかったのをたまたま試験的に1回頼むってということで村の方で何とか少しでも分けてくれるということで、100個だったか何個かは買わせたといったような経緯はありますけども、漁協さんのOKが出なければ協会の方でも2回目以降はないよというふうに言われていましたので、俺もそれ以後はお願いもしていない訳ですけども。いずれ漁協さんが瘦せウニにうまく値段を付けて供給してくれる仕組みができれば何となくいい訳ですけども、それを漁師さんとうまく話し合って進めばなというふうなことです。今現在そこが進んでいないということです。</p>
	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>4番大上議員。</p> <p>今村長答弁のとおり村自体としてはなかなかそういう動きしか取れないと思います。一応、株式会社青の国ふだいだったら会社として漁協さんなり水産会社さんと提携して、せっかく返礼品としてウニが人気なもんだから、出荷とかいろんな大変な面があると思いますので、そこで漁協なり水産会社と提携すればその辺の発想自体も何かうまくできて、もっとふるさと納税がプラスになるやり方っていうか、たまたまご存じのようになかなか今水産関係大変な時期なものですから、何かできかけを作ってそういうのを1つ成功して、違う面でやっぱり株式会社青の国が引っ張っていてももらいたいというかそういう願いもありまして、ただ今のような質問をしましたので、村長さん兼社長さんはその辺を何とか検討してもらったりしてどうにかこれからの水産関係を引っ張っていてももらいたいというか、村ではできない部分を株式会社の方でやれる部分をいろんな関係団体と提携してどうにか突破口をつくってもらいたいという願いの下でのあれでしたので、その辺はよろしく願います。</p> <p>以上です。</p>
	<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>村長さん、答えを言いますか。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>同じような思いでの取り組みができればなというふうに思っております。</p>

<p>閉 会 (16 : 03)</p>	<p>議 長 議 長 議 長</p>	<p>した。やっぱり民間会社が絡めば何ていうか進み具合も早かったり規模も大きかったり、効果もといったようなことがありますので、そこらを踏まえて取り組むことにしたいと思います。最近ではNTTさんでしたね、東京の方の、いらしてうちの水産会社さんどっかの部分と共同で村と何とかならないかといったようなご相談もありましたけれども、やっぱりさっきお話ししたようにわれわれとすれば漁協さんも必ずかだつて、村もかだつて会社もかだつてというふうなかたちでなければというふうなことで検討しましょうということにはしてましたが、それがそれっきりになっているというふうなことでございますので、今後ご指導のような取り組みを少しでもできるようにしてまいりたいと思います。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようでございますので、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「令和3年度普代村一般会計補正予算(第9号)」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>本臨時会の会議に付された事件は、すべて議了いたしました。</p> <p>以上をもちまして、令和4年第1回普代村議会臨時会を閉会といたします。</p> <p>ご苦労さまでした。</p> <div data-bbox="703 1420 1305 1995" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>議 長 中 村 裕</p> <p>署名議員 嵯 峨 典 行</p> <p>署名議員 金 子 泰 男</p> </div>
--------------------------	----------------------------	--

